

廃棄物エネルギー等利活用検討調査
業務委託

仕様書

伊勢広域環境組合

1. 業務概要

(1) 適用

本仕様書は、伊勢広域環境組合（以下「組合」という。）が発注する「廃棄物エネルギー等利活用検討調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものである。

本仕様書に明記なき事項であって、本業務に必要な事項が生じた場合は、組合と協議・決定の上、受託者の責任において履行するものとする。

(2) 目的

組合が建設を計画している焼却施設の廃棄物焼却による熱エネルギー及び二酸化炭素（以下「廃棄物エネルギー等」という。）の回収、回収した廃棄物エネルギー等の周辺農業施設への供給について調査・検討・比較・整理を行い、実用化・事業化についての実現可能性調査（FS調査）を実施する。

(3) 業務委託名

廃棄物エネルギー等利活用検討調査業務委託

(4) 委託期間

契約締結日から令和6年2月9日まで。

(5) 施行場所

伊勢市西豊浜町地内

(6) 対象施設の概要

本業務の対象とする焼却施設の概要は以下のとおりである。なお、この内容の詳細については令和5年8月に契約締結を目指す事業者が設計・建設を行う予定である。

ア 施設規模：203 t／日

イ 処理方式：ストーカ式

2. 一般事項

(1) 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』等の関係法令、通達事項に遵守した計画としなければならない。

(2) 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は受託者が行うものであるが、現在、組合が所有し、かつ、貸与でき得ると判断した資料については、貸与する。

この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成の上、組合に提出し業務完了と共に返納するものとする。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして中立性を厳守しなければならない。

(4) 関係官公署との協議

受託者は、受託者及び組合が関係する関係官公署との協議を必要とするとき、または協議を求められたときは誠意を持ってこれにあたり、遅滞なく組合に助言、報告をしなければならない。

(5) 議事録

受託者は、打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、組合に提出するものとする。

(6) 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。

ア 着手届	1部
イ 業務計画書	1部（工程表を含む）
ウ 技術者届	1部（資格証明、雇用証明を含む）
エ 業務報告書	5部
オ 業務完了報告書	1部

(7) 技術者等

受託者は、本業務を遂行するにあたり、管理技術者及び照査技術者を配置すること。また、配置技術者は兼務できないものとする。

なお、配置する管理技術者及び照査技術者は、技術士法で定める技術士（総合技術管理部門（衛生工学 - 廃棄物管理）又は衛生工学部門（廃棄物関係））の資格を有する者であること。

(8) 工 程

受託者は、本業務遂行上その工程に変更を生じた場合、ただちに変更工程表を提出し、組合と協議の

上、承認を受けなければならない。

(9) 業務完了時の検査

受託者は、業務完了報告書の提出時に組合の実施する検査を受けるものとし、業務内容に適合しないと認められた場合は、直ちに組合の指示に従い修正等を行うものとする。

(10) 支払方法

受託者は、検査に合格したときは、組合に対して委託料の支払を請求するものとする。なお、前金払いは行わないものとする。

(11) 疑義

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、組合に照会し、組合の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。

3. 特記事項

(1) 業務内容

以下の内容を基本に行う。ただし、受託者は本業務の目的達成のため、必要とする独自の提案や調査等を追加・補足できるものとする。

ア 廃棄物エネルギー等利用条件の整理（熱供給側・工場側）

新たに整備するごみ処理施設（以下、「新施設」という。）の概要として、焼却炉（廃棄物処理システム・能力、稼働条件等）及び排熱利用システム（廃熱ボイラー・発電機等の方式、能力等）の概要を整理する。

イ 廃棄物エネルギー等の農業利用に係る調査

熱利用の可能性が想定される施設園芸ハウスの概要（栽培を予定している作物、熱利用システム、熱負荷、熱の利用時期、化石燃料を使用する場合の使用量等）の把握、当該ハウス設置面積、熱導管の設置距離、CO₂必要量等を調査する。また、廃棄物焼却施設からのエネルギーやCO₂を農業利用した先進事例を調査する。

ウ 廃棄物エネルギー等供給システムの検討

熱供給する熱媒体・供給システム・熱供給管等について複数ケース（施設園芸ハウスでの利用効率を優先するケース、発電量の最大化を優先するケースなど）を設定し、新施設の設計・建設事業者へのヒアリングや他事例を基に、その経費や特徴をまとめる。また、CO₂の供給に係る経費についても試算する。

エ 発電量の減少による影響の試算

新施設から外部熱供給を行うことによって、発電量が減少することが想定されるため、各ケースにおける熱供給量と、発電量及び売電量との関係について推定する。

オ 廃棄物エネルギー等の供給単価の設定

上記ア～エの調査結果を基に、熱及びCO₂の供給単価を試算する。

カ 二酸化炭素削減効果の検討

各ケースにおける熱供給及びCO₂供給を行った場合に削減できるCO₂排出量をそれぞれ試算し、削減効果を定量的に把握する。

キ 事業化検討・評価

上記オ及びカの検討結果を基に、組合及び農業事業者の事業性の検討を行う。その際、熱供給を行わなかった場合の事業性との比較を行う。

ク 課題の整理とその対応

本事業を進めるにあたって、農業事業者、新施設の設計・建設事業者等へのヒアリングを踏まえ課題を整理し、課題への対応策を検討する。

ケ 打合せ協議

業務実施の節目においての組合との対面打合せや農業事業者や新施設の設計・建設事業者等を含めた打合せ実施することとし、その他必要なweb打合せについても適宜実施する。

(2) 留意事項

本業務は、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）廃棄物処理施設からの余熱や発電した電力を地域において有効利用するために熱や電力を利活用する設備設置に対する余熱見込量や事業採算性の検討等を行い事業としての実現可能性を調査する事業」の採択を受け実施するものである。